



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年3月13日金曜日 第87号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定..... (健康増進課) ... 142
 地籍調査事業計画の公表..... (農政課) ... 142
 農用地利用配分計画の認可..... (農政課農地・担い手対策室) ... 143
 土地改良事業の工事の完了..... (農地整備課) ... 143
 土地改良区の合併..... (") ... 143
 土地改良区の合併による解散..... (") ... 143
 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示..... (森林整備課) ... 143
 保安林の施業要件を変更する件に係る掲示(2件)..... (") ... 145
 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生..... (水産課) ... 147
 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅..... (") ... 147
 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 147
 車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法..... (道路維持課) ... 147
 都市計画事業の事業計画の変更認可..... (都市整備課) ... 148
 建築士の免許の取消し..... (建築住宅課) ... 148
 建築士事務所の監督処分..... (") ... 148
 愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更..... (会計課) ... 148
 指定障害福祉サービス事業の廃止..... (南予地方局地域福祉課) ... 149
 道路の供用開始(県道内子河辺野村線)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 149

公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 149
 技能検定の合格者..... (") ... 149

正 誤

令和2年3月6日付け第85号目次中..... (建築住宅課) ... 157
 平成30年7月3日付け第2989号愛媛県告示第675号(道路の区域変更(県道内子河辺野村線))中..... (南予地方局西予土木事務所) ... 157

告 示

○愛媛県告示第209号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和2年3月13日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
社会福祉法人正和会	宇和島市保田甲1932番地2	指定訪問看護ステーションやすらぎの杜	宇和島市保田甲1932番地2	精神通院医療	令和2年3月1日
一般社団法人新居浜市医師会	新居浜市庄内町4丁目7番54号	訪問看護ステーション医師会	新居浜市庄内町4丁目7番54号	精神通院医療	令和2年3月1日

○愛媛県告示第210号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に規定する令和元年度の事業計画を、令和2年2月28日次のとおり定めた。

令和2年3月13日

愛媛県知事 中村時広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘 要
	玉谷地区	令和2年3月31日まで	地籍調査
	藤野地区	"	"
	城山地区	"	"
	和気地区	"	"
松山市	南吉田地区の一部	令和3年3月31日まで	"
	上総地区	令和2年3月31日まで	"

	水口地区 神次郎地区 東垣生地区	" " "	" " " (概況調査)	
今治市	広紹寺町、石橋町、土橋町、北鳥生町、立花町、郷本町、郷六ヶ内町、郷新屋敷町の一部	令和2年3月31日まで	地籍調査	
	立花町、河南町、郷本町、広紹寺町の一部	"	"	
	立花町、河南町の一部	"	"	
	立花町、河南町、郷本町、郷六ヶ内町、郷新屋敷町、八町西の一部	"	" (概況調査)	
宇和島市	下畑地の第9 高串の第3 高串の第4 下畑地の第10 高串の第5 高串の第6 下畑地の第11 増穂の一部	令和2年3月31日まで " " " " " 令和3年3月31日まで "	地籍調査 " " " " " " "	
	八幡浜市	日土町5・8番耕地の一部	令和2年3月31日まで	地籍調査
		古町・広瀬・大谷口の一部	"	"
		本町・千代田町	"	" (概況調査)
		日土町5番耕地の一部	"	地籍調査
		白浜地区の一部	"	"
	日土町梶谷岡の一部	令和3年3月31日まで	"	
本町・千代田町	"	"		
新居浜市	船木坂ノ下、長野の一部	令和2年3月31日まで	地籍調査	
	観音原の一部	"	"	
	光明寺の一部	"	"	
	保土野の一部	"	"	
	庄内町の一部、久保田町の一部	"	" (概況調査)	
庄内町の一部、久保田町の一部	令和3年3月31日まで	地籍調査		
西条市	中野の一部、黒瀬の一部	令和2年3月31日まで	地籍調査	
	荒川の一部、黒瀬の一部	"	"	
大洲市	沖浦第6計画区 宇津第4計画区 宇津第5計画区 宇津第6計画区	令和2年3月31日まで " " "	地籍調査 " " "	
	四国中央市	川滝町下山・領家4	令和2年3月31日まで	地籍調査
		富郷町寒川山3	"	"
		金生町山田井10	"	"
富郷町津根山2		"	"	
金生町山田井11		"	"	
川滝町下山・領家5	"	"		
松前町	筒井、浜、北黒田の一部	令和2年3月31日まで	地籍調査	
	浜(新立)第1地区	"	"	

項の規定に基づき認可した。

令和2年3月13日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在及び地番	面積 (㎡)
大塚秀一	愛媛県松山市	愛媛県松山市庄乙526番1	9,153

2 認可年月日

令和2年3月5日

○愛媛県告示第212号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により公告する。

令和2年3月13日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農地保全事業	粟井地区(松山市)	平成21年12月3日
ため池等整備事業	粟井地区(松山市)	平成28年3月16日
ほ場整備事業	東温地区(東温市)	令和元年12月13日

○愛媛県告示第213号

西条市小松町土地改良区から認可申請のあった西条市小松町土地改良区、小松町妙口北川土地改良区及び小松町第三土地改良区の合併は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、令和2年3月6日認可したので、同日合併後存続する西条市小松町土地改良区の定款を変更した。

令和2年3月13日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第214号

小松町妙口北川土地改良区及び小松町第三土地改良区は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、西条市小松町土地改良区と合併したので令和2年3月6日解散した。

令和2年3月13日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第215号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(令和元年11月愛媛県告示第735号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を東温市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年3月13日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又

○愛媛県告示第211号

令和2年3月2日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1

は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内123番戸 井 門 久太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	伊豫郡砥部町大字大南久保田甲1537番地 大 西 定 見	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	伊予郡松前町筒井1597番地 大 西 康 雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市道後樋又4番16号 奥 谷 茂	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	札幌市東区北参条東一丁目787番地61 金 子 繁 美	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市土居田町506番地1ハ イカムール島川B202号 京 河 俊 哉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東京都杉並区清水二丁目3番9-107号 京 河 良 誠	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	周桑郡小松町大字明穂甲646番地1 近 藤 麻 美	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字志津川348番地 佐 伯 智 子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内 小神子野	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川内町大字南方304番地3 菅 野 篤 壽	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川内町大字南方304番地3 菅 野 キヨ子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川内町大字南方304番地3 菅 野 道 尚	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市山越二丁目9番28号 杉 原 春 樹	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内125番戸 武 智 デ ン	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	周桑郡小松村大字小松676番戸 田 中 伊 助	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市山越六丁目5番2号 谷 口 直 樹	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東京都港区赤坂青山南町五丁目45番地 二 宮 卓 也	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	日本政府	先取特権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	福岡県若松市新中町424番地4 丹生谷 ユ リ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1869番地 野 中 佐 十 郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	今治市黄金町二丁目1番地3 箱助林業株式会社	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市祝谷二丁目6番5号 藤 田 由 紀 子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市祝谷二丁目6番5号 藤 田 龍	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東京市日本橋区室町二丁目1番地1 三井物産株式会社	地上権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	香川県高松市錦町二丁目15番8号 柳 原 敏 宏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山ノ内イ126番戸 山 内 元 凱	森林所有者

東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市山之内154番戸 渡 部 角 太 郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内2248番地 渡 部 一 博	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内156番戸 渡 部 勘 七	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市山之内1814番地 渡 部 儀 利	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内2253番地 渡 部 喜 代 次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	渡 部 金 松	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市松前町五丁目5番地7 渡部工業株式会社	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	今治市矢田甲661番地 渡 部 浩 司	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内126番戸 渡 部 五 郎 市	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1778番地2 渡 部 順 一 郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	渡 部 新 藏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内135番戸 渡 部 新 五 郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	渡 部 新 藏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内152番戸 渡 部 助 太 郎	抵当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内150番戸 渡 部 浅 一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	渡 部 瀧 次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	北九州市小倉南区長行西五丁目9番1号 渡 部 通	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内2493番地 渡 部 虎 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内2493番地 渡 部 席 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市西立花406番地 渡 部 倫 子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1793番地 渡 部 頼 明	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内2083番地 渡 部 鍊 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市三番町52番地 株式会社五十二銀行	根抵当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市姫原町357番地 株式会社渡部産業	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第216号

保安林の指定施業要件を変更する件(令和元年10月農林水産省告示第1163号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年3月13日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字下鍵山甲264番地6 青木澄子	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字日向谷甲678番地 青木初治	地上権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川乙950番地 犬飼誠市	地上権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	大阪府東大阪市西堤楠町三丁目86番地1 犬飼隆	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川下607番地 犬飼鶴政	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川乙635番地 犬飼徳太郎	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川91番戸 犬飼友治	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川88番戸 犬飼直治	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	松山市南齊院町1362番地 犬飼増夫	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市京町1番38号 入本勝生	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字上大野192番地 上田吉春	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	大洲市東大洲64番地2 梅本治	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡広見町大字国遠1071番地 梅本喜好	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川中236番地 大森義光	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市三浦西1689番地 奥島家和	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川158番戸 奥藤ウメコ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川甲1767番地1 奥藤勝義	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	西宇和郡三瓶町大字朝立1番耕地337番地11 奥藤光明	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川甲1781番地 奥藤淳一	森林所有者

北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川甲1799番地 奥藤信利	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川甲1836番地 奥藤増美	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川甲1799番地 奥藤ミサヲ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡広見町大字成藤414番地 奥藤光子	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川甲1792番地 奥藤隣治	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川乙1683番地 音地明正	地上権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川乙1066番地 音地熊治	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川下524番地 音地高義	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川乙1117番地 音地高義	地上権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川下829番地 音地徳幸	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川下574番地 音地直由	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川下877番地 音地頼夫	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	愛知縣海部郡甚目寺町大字西今宿字梶村二56番地1 加藤トシエ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市和霊町101番地 金井儀十郎	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川甲29番地1 川添安光	地上権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	東予市北条429番地7 城戸いつみ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡成妙村大字戸雁740番地4 楠原哲夫	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡成妙村大字戸雁740番地4 楠原フチエ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字延野々211番地 葛本正志	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川甲1568番地 熊田福太郎	地上権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	愛知県岡崎市大平町字下り45番地葵商店社宅R 河野純平	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字松丸甲134番地1 崎本定静	森林所有者・抵当権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	高知縣幡多郡十川村大字烏356番地 芝ハルノ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	東宇和郡野村町大字中通川8番耕地29番地 柴田キクコ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川甲780番地 白江重雄	地上権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	松山市藤原町666番地6 白江ノブエ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市柿原1575番地 新谷直人	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市柿原1575番地 新谷路子	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	大洲市西大洲甲1306番地1 鈴木幸恵	森林所有者

北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川上943番地 節安 亀子	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川甲1074番地 節安 進	森林所有者
宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	松山市山西町589番地7 節安 哲夫	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川上943番地 節安 利	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川上943番地 竹内 キヤエ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	茨城県つくば市吾妻二丁目1番地2-702棟201号 田中 啓介	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字日向谷甲197番地 田中 太郎	抵当権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字下鍵山甲256番地4 駄場 文朝	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字日向谷30番戸 出口 博	森林所有者・抵当権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市朝日町二丁目3番13号 岡吉 文	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川乙550番地 中平 竹治	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	松山市山越五丁目2番5号 那須 友和	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字日向谷甲236番地 西村 定吉	抵当権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字下鍵山甲265番地7 兵頭 良雄	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字下鍵山甲279番地1 日吉村農業協同組合	抵当権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	松山市柳井町三丁目1番地5 藤田 賢次	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川甲1719番地 藤中 兼松	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川甲916番地 藤中 武男	地上権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川甲338番地1 藤田 忠義	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字日向谷甲336番地 船本 寿恵	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字下鍵山甲279番地1 保証責任日吉信用購買販売利用組合	抵当権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川甲432番地 道下 盛多	地上権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	京都府長岡京市今里深田7番地1 宮成 功	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川甲456番地 宮成 作子	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川甲551番地 宗 入工	抵当権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	松山市桑原二丁目11番5号 村谷 淳志	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	熊本縣下益城郡隈庄町大字隈庄687番地 森田 淑子	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	大洲市徳森2321番地126 山内 寿章	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川中379番地 山崎 アヤノ	森林所有者

北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市寄松甲313番地1 山崎 繁昌	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字上鍵山甲1686番地 山本 常子	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字日向谷甲335番地 山本 柳吾	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字日向谷91番戸 吉川 清治	抵当権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字下鍵山甲265番地5 渡邊 愛治	抵当権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字日向谷81番戸 渡辺 菊松	抵当権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字日向谷甲459番地 渡辺 清寿	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字日向谷甲459番地 渡辺 清壽	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字日向谷甲380番地 渡邊 隆	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字日向谷566番地 渡邊 隆	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字日向谷90番戸 渡辺 柳治	抵当権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字日向谷93番戸 渡辺 義光	抵当権者

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第217号

保安林の指定施業要件を変更する件(令和元年10月農林水産省告示第1163号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年3月13日

愛媛県知事 中村 時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川下829番地 音地 徳幸	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字上鍵山683番地 中川 貞雄	森林所有者

北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡広見町大字小松325番地1 林 栄 徳	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	東京都大田区矢口一丁目20番6号 日 高 富士夫	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字上鍵山84番戸 柳 本 マ ッ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字上大野甲401番地1 山 本 始	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

鬼北町(次の図に示す部分に限る。)

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第218号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第25条の規定により告示する。

令和2年3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

(南予地方局管内)

岩松加入区

○愛媛県告示第219号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成28年3月愛媛県告示第273号)による保険に付すべき義務は、令和2年3月12日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第25条の規定により告示する。

令和2年3月13日

○愛媛県告示第221号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

令和2年3月13日

1 指定する道路

愛媛県知事 中 村 時 広

(南予地方局管内)

岩松加入区

○愛媛県告示第220号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

令和2年3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

大込(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成26年3月愛媛県告示第387号)大込(追加)の項で指定した標柱8号、標柱7号及び標柱6号を順次結んだ線、標柱6号と次に掲げる地番の土地に存する標柱22号から標柱26号までを順次結んだ線及び標柱26号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
喜多郡内子町	白杵	3685番	22号、23号
		3688番	24号、25号
		3697番1	26号

川名津B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線、標柱9号と標柱10号を二級河川蟻王川北側官民境界線で結んだ線、標柱10号と標柱11号を結んだ線及び標柱11号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
八幡浜市	川上町川名津	甲373番1	1号
		甲375番1	2号
		甲371番1	3号
		甲377番3	4号
		甲594番2	5号
		甲406番	6号
		甲411番1	7号
		甲413番3	8号、9号
		甲385番5	10号
		甲386番12	11号

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	指定する期日
県道	金生三島線	四国中央市村松町字日吉縄229番1地先から 同市三島宮川一丁目字神ノ元1173番1地先まで	令和2年4月1日

2 通行方法

- (1) トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上かつ縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上かつ縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

○愛媛県告示第222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業松山公共下水道（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

令和2年3月13日

愛媛県知事 中村時広

1 事業施行期間

昭和33年10月15日から

令和6年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

○愛媛県告示第224号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第1項の規定により、次のとおり建築士事務所の監督処分を行った。

令和2年3月13日

愛媛県知事 中村時広

1 監督処分をした年月日

令和2年3月13日

2 監督処分を受けた建築士事務所

(1) 名称及び所在地

株式会社エスディー企画設計一級建築士事務所
愛媛県東温市志津川南二丁目8番地9

(2) 開設者の氏名

篠原 治行

(3) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

一級建築士事務所

(4) 登録番号

愛媛県知事登録第1961号

3 監督処分の内容

登録取消

4 監督処分の原因となった事実

欠格事由

○愛媛県告示第223号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和2年3月13日

愛媛県知事 中村時広

免許の取消年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の取消理由
	氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
令和2年3月13日	篠原 治行	二級建築士	愛媛県知事第5108号	欠格事由

○愛媛県告示第225号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

令和2年3月13日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人		変更事項		変更許可年月日
	住所	氏名又は名称	新	旧	
丹第23号	西条市広江248番地2	愛媛県猟友会西条市西支部	売りさばき人住所 西条市広江248番地2 売りさばき所 西条市広江248番地2	売りさばき人住所 西条市石田568番地8 売りさばき所 西条市石田568番地8	令和元年8月25日

○愛媛県告示第226号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年3月13日

愛媛県南予地方局長 大 北 秀

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3814000091	有限会社ケア・サポート太陽	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城4578番地	川崎陽子	居宅介護	有限会社ケア・サポート太陽	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城4578番地	令和2年2月29日
3814000091	有限会社ケア・サポート太陽	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城4578番地	川崎陽子	重度訪問介護	有限会社ケア・サポート太陽	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城4578番地	令和2年2月29日

○愛媛県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	内子河辺野村線	西予市野村町惣川3059番2から同町惣川2900番2まで	令和2年3月13日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和2年2月28日にあったので公表する。

令和2年3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 2020年度賃金引上げ・その他に関する事項
- 2 日時 2020年3月20日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病院名	所在地
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723

特定医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
一般財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13 - 47
医療法人 十全会十全ユリノキ病院	新居浜市角野新田町1 - 1 - 28
八幡浜市医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地160 - 1

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき令和2年1月11日から令和2年2月16日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和2年3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

3級

受検番号	受検番号
B 1	B 3

機械加工

特級

受検番号	受検番号
A甲 3	C 1

機械加工（普通旋盤作業）

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6
A甲 7	A甲 9	A甲 10	A甲 11	A甲 12	A甲 13
A甲 14					

機械加工（数値制御旋盤作業）

2級

受検番号
D 1

工場板金（機械板金作業）

2級

受検番号
A甲 1

工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金作業）

2級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3

機械検査（機械検査作業）

1級

受検番号
C 1

2級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 3	A甲 4	A甲 8

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 6	A甲 7
A甲 8	A甲 9	A甲 10	A甲 11	A甲 13	A甲 14
A甲 15	A甲 16	A甲 17	A甲 18	A甲 19	A甲 20
A甲 21	A甲 22	A甲 23	A甲 24	A甲 25	A甲 26

A 甲 27	A 甲 28	A 甲 29	A 甲 31	A 甲 32	A 甲 33
A 甲 34	A 甲 35	A 甲 36	A 甲 37	A 甲 38	A 甲 39
A 甲 40	A 甲 41	A 甲 42	A 甲 45	A 甲 46	A 甲 47
A 甲 48	A 甲 49	A 甲 51	A 甲 52	A 甲 53	A 甲 54
A 甲 55	A 甲 56	A 甲 57	A 甲 58	A 甲 59	A 甲 60
A 甲 61	A 甲 63	A 甲 64	A 甲 65	A 甲 66	A 甲 67
A 甲 68	B 1	B 3			

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 2	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 8	C 1

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 7

2 級

受 検 番 号
C 1

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 11 C 5	A 甲 2 A 甲 12	A 甲 7 A 甲 13	A 甲 8 C 2	A 甲 9 C 3	A 甲 10 C 4

自動販売機調整（自動販売機調整作業）

2 級

受 検 番 号
C 2

時計修理（時計修理作業）

3 級

受 検 番 号
A 甲 1

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	B 1	C 1	C 2	C 4

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 6	A甲 7
A甲 8	A甲 10	A甲 11	A甲 13	A甲 14	A甲 15
A甲 16	C 1	C 2	C 3		

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

2級

受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3

農業機械整備（農業機械整備作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7
A甲 8	A甲 9	B 1	C 2		

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 5	A甲 6	B 1	C 1

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 7	A甲 11	B 3

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3	A甲 4	A甲 5	B 1	C 1

家具製作（家具手加工作業）

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 5

プラスチック成形

特級

受検番号
A甲 2

プラスチック成形（射出成形作業）

2級

受 検 番 号
C 1

強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1

パン製造（パン製造作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

建築大工（大工工事作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4	C 2

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 11
A 甲 13	A 甲 15	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19	A 甲 21
A 甲 22	A 甲 24	C 2			

かわらぶき（かわらぶき作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4

配管（建築配管作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 7 C 4	B 2	B 3	C 1	C 2	C 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 8	A 甲 2 A 甲 9	A 甲 3 A 甲 10	A 甲 4 A 甲 11	A 甲 5	A 甲 6

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 8 C 1	A 甲 3 A 甲 10	A 甲 4 A 甲 11	A 甲 5 A 甲 12	A 甲 6 A 甲 13	A 甲 7 A 甲 15

型枠施工（型枠工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 C 3	A 甲 3	B 1	B 2	C 1	C 2

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7 A 甲 14	A 甲 2 A 甲 8	A 甲 3 A 甲 10	A 甲 4 A 甲 11	A 甲 5 A 甲 12	A 甲 6 A 甲 13

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15
A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21
A 甲 22	A 甲 24	A 甲 25	A 甲 26	A 甲 27	A 甲 28
A 甲 29	A 甲 30	A 甲 31	A 甲 32	A 甲 33	B 1

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

防水施工（塩化ビニルシート防水工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	C 1
C 2					

防水施工（改質アスファルトシートトーチ工法防水工作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 2

内装仕上げ施工（鋼製下地工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
D 1	D 2	D 3

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
D 1	D 2	D 3

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 3	A甲 4	B 1	C 2

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2 C 5	A甲 4 C 7	A甲 5	A甲 9	C 2	C 3

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 5	A甲 7	A甲 9	A甲 10	A甲 20	C 1

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 3	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 5	A甲 6	A甲 7

塗装（鋼橋塗装作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 3 C 5	B 1 C 6	C 1 C 8	C 2 C 9	C 3 C 11	C 4 C 12

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	C 1

正 誤

○正 誤

令和2年3月6日付け第85号目次中

ページ	箇 所	誤	正
132	目次欄 右段 上から11行目	建築指導課	建築住宅課

○正 誤

平成30年7月3日付け第2989号愛媛県告示第675号（道路の区域変更（県道内子河辺野村線））中

ページ	箇 所	誤	正
525	表 区間欄中	西予市野村町惣川3509 番 2	西予市野村町惣川3059 番 2